

令和8年度保健師中央会議
行政説明 資料7

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

地域共生社会の実現が必要となる背景・社会構造の変化

✓ 人口構造の急速な変化

生産年齢人口	2020年：7,509万人	→	2040年：6,213万人
高齢者人口	2020年：3,603万人	→	2040年：3,928万人

✓ 人口減少の地域差

558の市町村（全市区町村の約3割）が、2050年には人口が半減する（2015年比）
特に、人口が半減する市町村は中山間地域等に多く見られる。

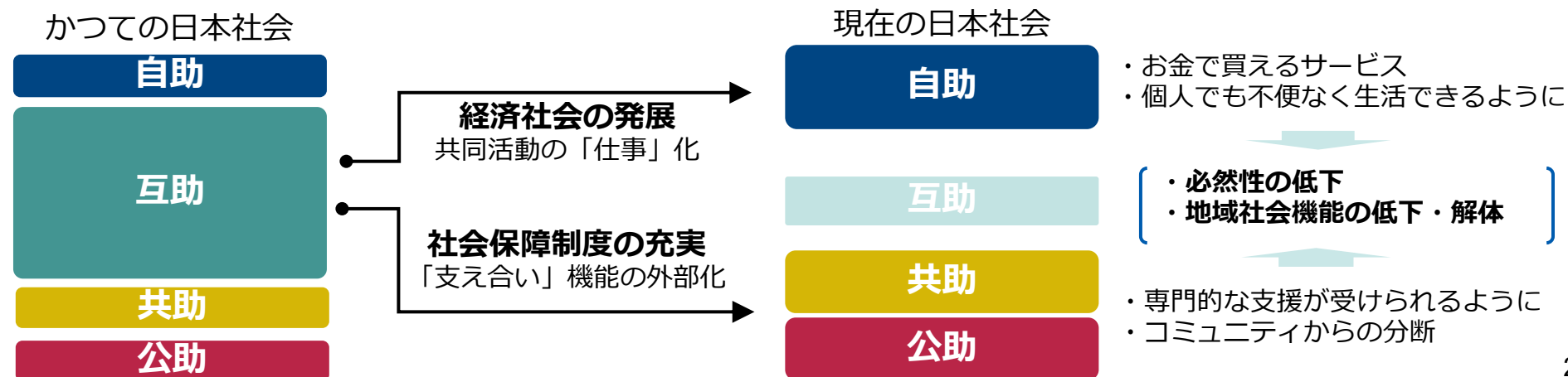
✓ 単身高齢世帯の増加

2020年：738 万世帯（13.2%） → 2040 年：1,041 万世帯（18.6%）

✓ つながりの変容 （注）「なにかにつけ相談したり助け合えるようなつきあい」が望ましいと回答した割合の変化

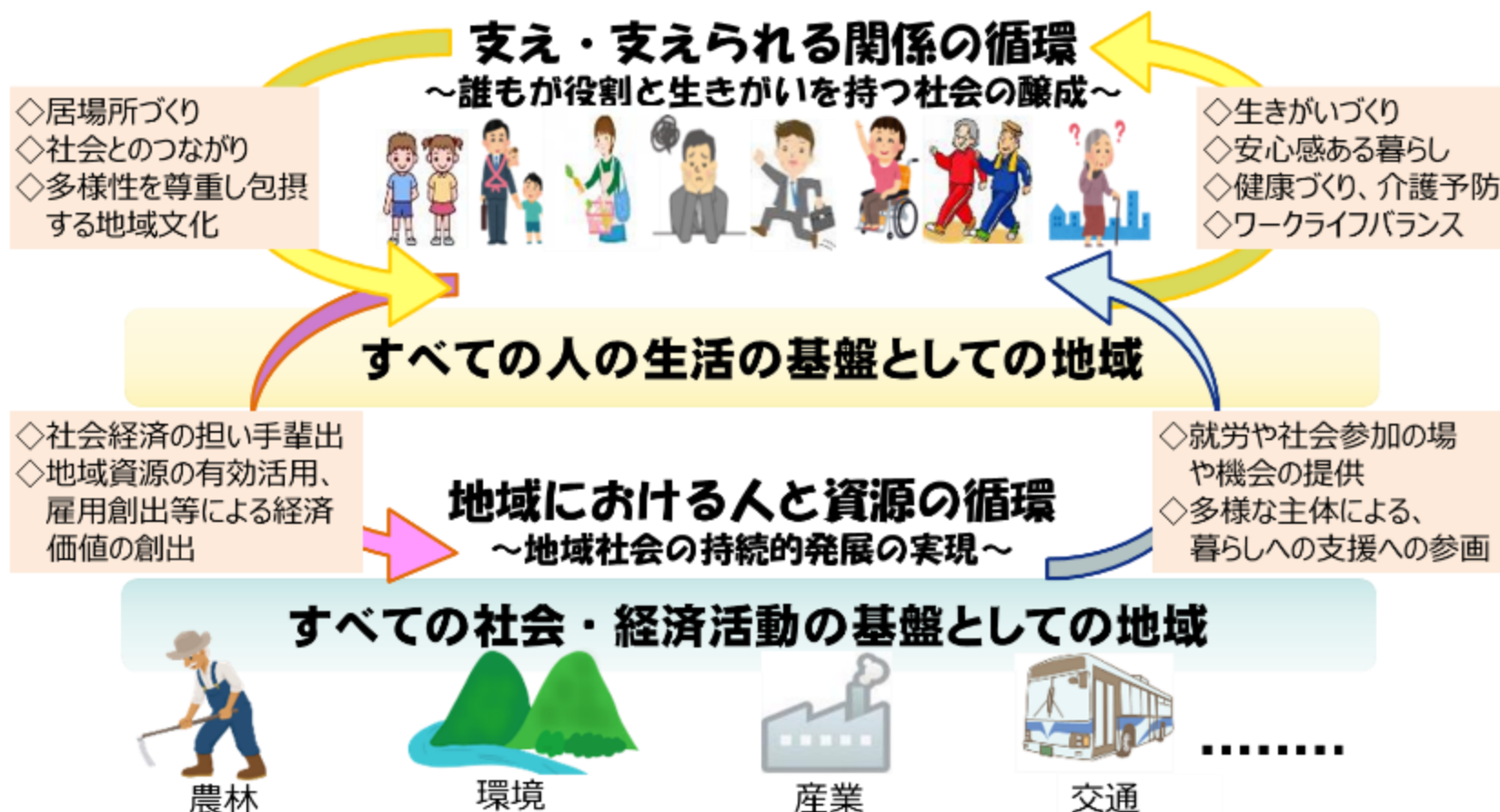
「親せきとのつきあい」	1973年：51%	→	2018年：30%
「隣近所の人とのつきあい」	1973年：35%	→	2018年：19%
「職場の同僚とのつきあい」	1973年：59%	→	2018年：37%

✓ 自助・互助・共助・公助のバランスの変容



地域共生社会の実現に向けて

現状	○ 高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっている。 ○ 加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれている。
目指すべき社会	・ 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会 ・ 社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会 の2つの視点からなる、「地域共生社会」の実現を目指す。



地域共生社会の実現に向けた取組 (包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携 による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

【全ての市町村に対する努力義務】

市町村に地域の特性を踏まえた、包括的な支援体制(※)の整備に努めることを義務づけ

(※) 以下、3点の機能を有する体制

- ① 地域住民同士が支え合う機能
- ② 支援関係機関が連携して支援を行う機能
- ③ 地域住民と支援関係機関をつなぐ機能

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

【包括的な支援体制整備のための具体的な施策の1つとして規定。市町村の任意で実施可能】

包括的な支援体制のための具体的な施策の一つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業

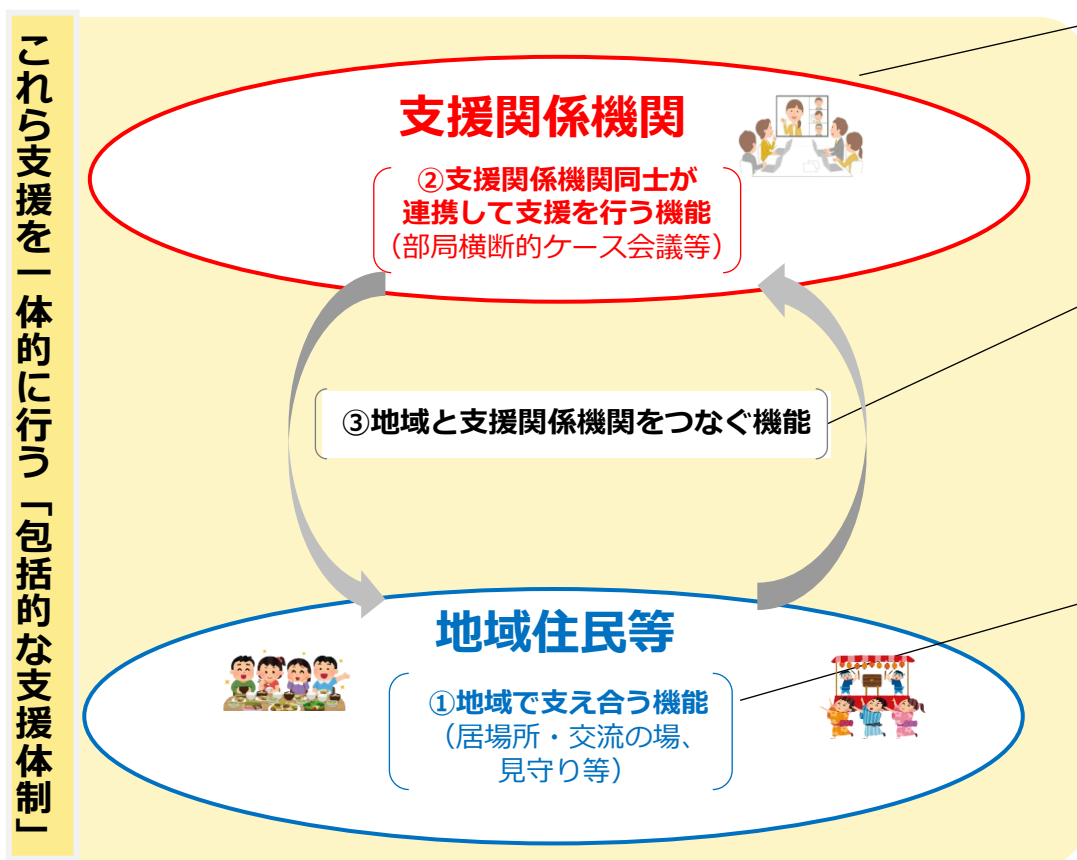
(任意事業：全国585箇所(R8予定))

包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の3：改正後）

イメージ

- 包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うもの。
(※) 社会福祉法第106条の3 柱書の規定
市町村は、地域の実情に応じた次に掲げる施策（１～３号）の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
- 体制整備においては、①地域で支え合う機能、②支援関係機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能が重要。

＜＜イメージ図＞＞



＜＜条文との関係＞＞

◎ 106条の3 第1項第3号

三 生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

◎ 106条の3 第1項第2号

二 地域住民等から支援関係機関に対する地域生活課題の解決に資する支援の求め及びこれに対する支援関係機関による支援が円滑に行われる体制、地域住民等による地域福祉の推進にかかる取組における支援関係機関の参画が円滑に確保される体制その他の地域住民等と支援関係機関との連携又は協働が促進される体制の整備に関する施策

◎ 106条の3 第1項第1号

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じることができる環境の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

(注1) 地域住民等：地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（4条2項）

支援関係機関：地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（4条3項）

(注2) 包括的相談支援事業と地域づくり事業は重層を実施しているか否かに関わらず、実施されるものであるため記載省略

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）

1. 事業の目的等

- 包括的な支援体制を整備するための具体的な施策の1つとして、令和2年社会福祉法改正により創設。※ 実施市町村数
42（R3）→ 585（R8）（予定）
- ① 介護・障害・こども・生活困窮などの既存の相談支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することに加え、② 既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力の向上や関係機関等の連携体制の構築等を行う多機関協働事業等を実施する。
- 体制整備の初期段階など体制強化の取組で活用し、既存制度・機関の支援者の対応力強化と既存制度・機関間の連携強化を図り、包括的な支援体制の整備を促進することを目的とする。

2. 事業内容（以下を全て実施）

- ① 介護・障害・こども・生活困窮分野の相談支援事業・地域づくり事業の内容を全て実施し、かつ一体的に運用する。
- ② 多機関協働事業等を実施。具体的には以下（1）～（3）を実施（注）。
 - （1）多機関協働事業：既存制度のみでは直に対応が難しいケースに関し、関係機関の役割分担・支援の方向性の策定等を行う。
 - （2）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業：既存制度のみでは直に対応が難しいケースに対し、継続的な訪問支援等を行う。
 - （3）参加支援事業：既存制度のみでは直に対応が難しいケースに対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。

（注）事業目的を踏まえると、多機関協働事業は、各市町村における中核的な役割を担う機関（生活困窮等）、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業は、生活困窮分野の自立相談支援事業、就労・住まい支援の各事業、高齢分野の生活支援コーディネーターによるアウトリーチ支援等の既存制度の活用を促進していくことが重要。

3. 財政支援の仕組み（一括交付金）

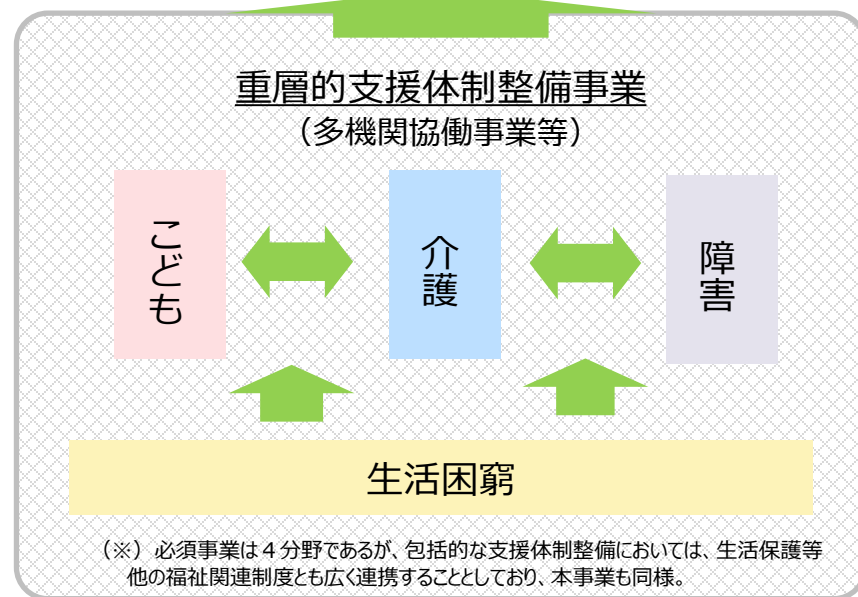
- 既存の相談支援・地域づくり事業に係る補助等と多機関協働事業等に係る補助を統合し、一括交付金として市町村に交付。

<交付基準額等>

- ①：相談支援事業・地域づくり事業 ⇒ 各制度に基づく基準額・交付割合等を維持
- ②：多機関協働事業等 ⇒ 市町村の人口規模に応じて基準額を設定。
交付割合は実施年数等に応じて設定（R8以降）。

「重層的支援体制整備事業のイメージ」

既存制度・機関の支援者の対応力強化、
既存制度・機関間の連携強化

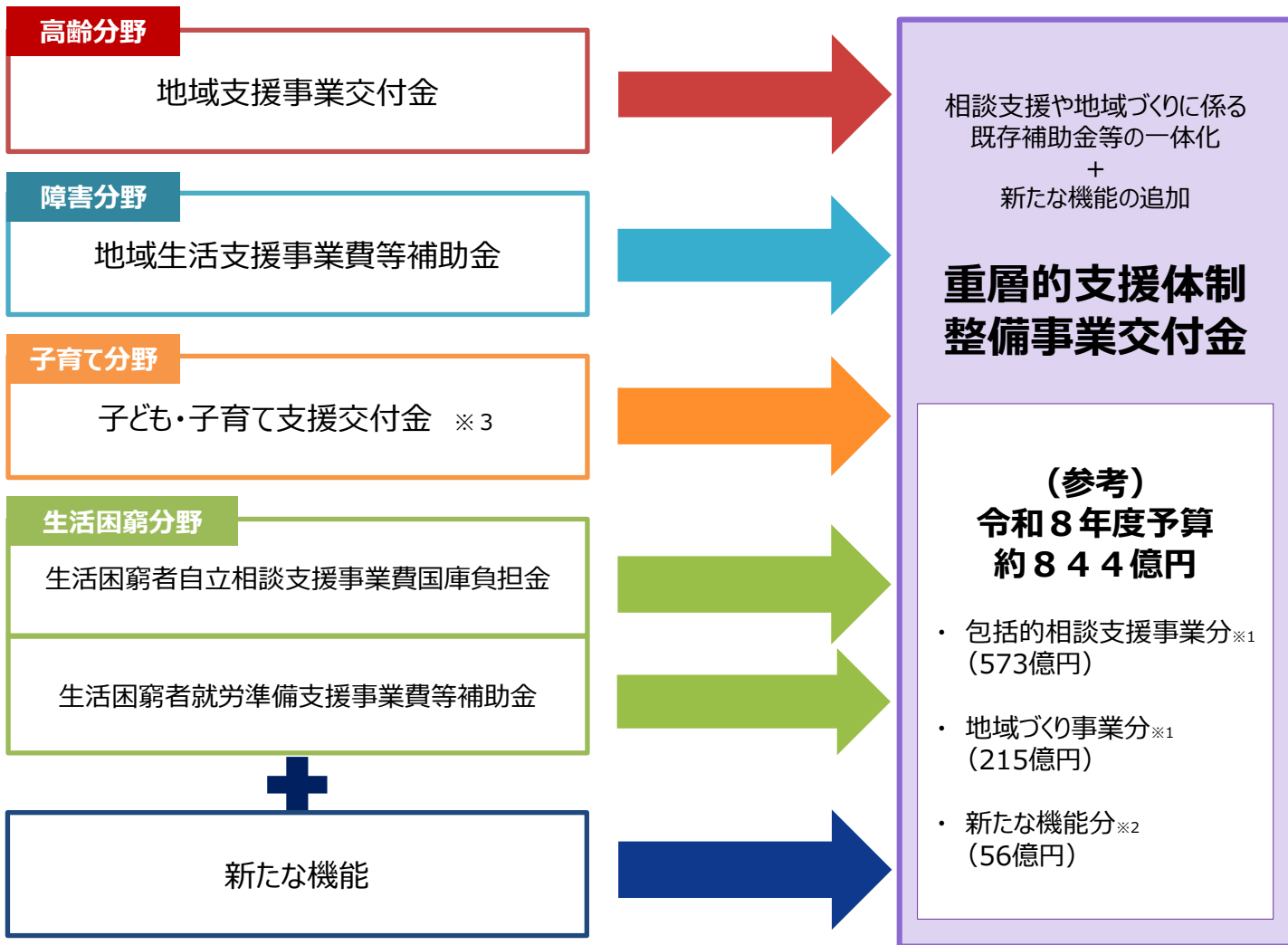


- （※）他方、多機関協働事業者のみでケースに直接的な支援を行うことが固定化している状況や、多機関協働事業者のみにケースが任せきりにされる／孤立している等の状況もみられ、事業趣旨・目的が十分に浸透していないこと等が課題。
⇒ 事業趣旨に沿った評価指標の導入等により、事業の質の向上を図る。

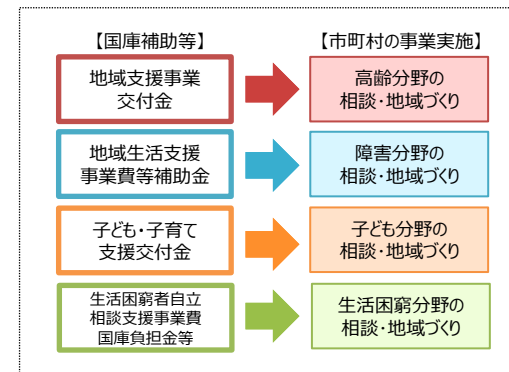
重層的支援体制整備事業交付金の構造

- 重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりに係る既存事業の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能を追加し一括交付するもの。

重層的支援体制整備事業を実施する場合



(実施しない場合)



<※1 既存事業>

- 包括的相談支援事業
 - ・ 高齢（地域包括支援センターの運営）
 - ・ 障害（基幹相談支援センター等機能強化事業等）
 - ・ 子育て（利用者支援事業）
 - ・ 生活困窮（生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）

○ 地域づくり事業

- ・ 高齢（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）
- ・ 障害（地域活動支援センター機能強化事業）
- ・ 子育て（地域子育て支援拠点事業）
- ・ 生活困窮（生活困窮者のための地域づくり事業）

<※2 新たな機能>

- ・ 多機関協働事業
- ・ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・ 参加支援事業

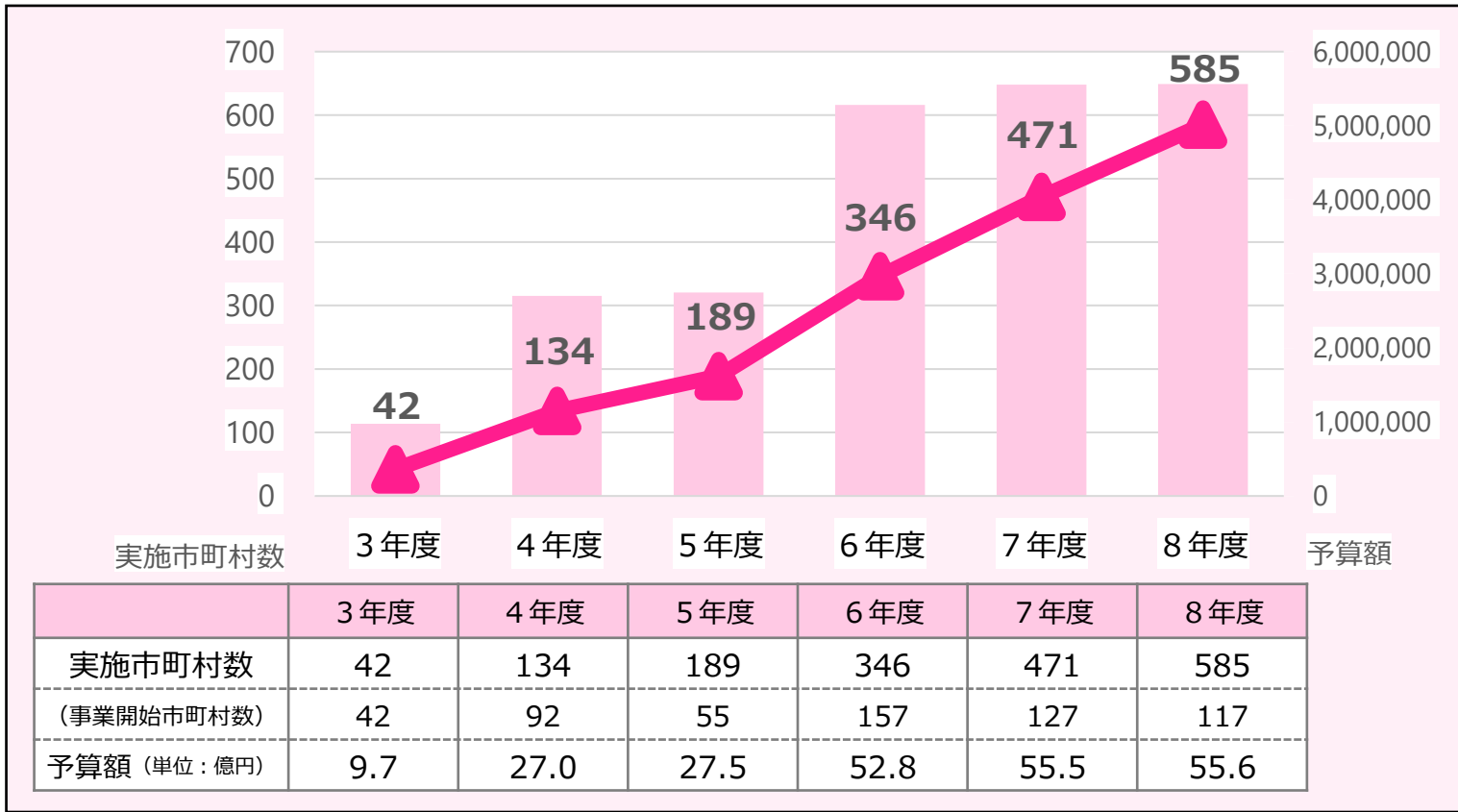
<※3 子育て分野の予算計上>

- ・ 子ども・子育て支援交付金はこども家庭庁計上
- ・ 重層的支援体制整備事業交付金については、こども家庭庁から予算を移管し、厚生労働省へ計上

重層的支援体制整備事業 実施市町村数・予算額の推移／人口規模別実施市町村数

- 令和 8 年度重層的支援体制整備事業実施予定市町村は585市町村であり、制度が開始された令和 3 年度の実施市町村数（42市町村）と比較して、約14倍になった。これに伴い、重層的支援体制整備事業のうち、多機関協働事業等の予算額は約 6 倍（令和 8 年度予算案：55.6億円、令和 3 年度予算額9.7億円）となっている。
- また、585市町村の人口規模をみると、人口規模が大きくなるほど、実施率は高くなる傾向にあった。

重層的支援体制整備事業実施市町村数・多機関協働事業等の予算額の推移



人口規模別実施市町村数

市町村の人口規模	実施率
1 万人未満	10.7%
1 万人以上～3 万人未満	24.8%
3 万人以上～5 万人未満	38.4%
5 万人以上～10 万人未満	54.9%
10 万人以上～20 万人未満	62.1%
20 万人以上～30 万人未満	72.9%
30 万人以上～40 万人未満	83.9%
40 万人以上～50 万人未満	100.0%
50 万人以上	74.3%
全市町村（1,741市町村）	33.6%

(※) 8 年度は予算案・実施予定ベース。 (※) 6 年度末に 2 町村、7 年度末に 3 町村が重層事業を終了したため、各年度の事業開始市町村数の積み上げと 8 年度実施市町村数は一致しない。 8
(※) 実施市町村数：厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室調べ / 人口規模：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（令和 7 年 1 月 1 日時点）

社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方の実現に向けて、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援を確保するため、小規模市町村での相談支援等に係る事業や人口減少地域における特例介護サービスの類型の新設、一定の要件に該当する有料老人ホームに係る登録制度の創設等の措置を講ずるとともに、福祉人材の安定的な確保や定着を図るため、介護支援専門員の資格に係る更新制の廃止及び法定研修の見直し等の措置を講ずるほか、介護分野等における質の高い福祉サービスの確保等を図るための都道府県協議会を設置すること、一定の要件を満たす社会福祉連携推進法人における社会福祉事業の実施を可能とすること等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充【社福法、介保法、老福法、障害者総合支援法、児福法、困窮法、生保法】

- ① 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業(※)を新設するほか、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置可能等とする。
※福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野横断的な基準に柔軟化するとともに、あわせて地域住民の取組との協働促進を図る事業を行う。
- ② 中山間・人口減少地域での地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みが導入可能となる特例介護サービスの類型（「特定地域サービス」）の新設や、地域のサービス提供主体が少ない場合に市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」の創設、事業者間の連携強化とそのための事業継続の仕組みの構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点を運営する事業の新設等を行う。
- ③ 頼れる身寄りがない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、あわせて相談体制等の整備を図る。
- ④ 成年後見制度や地域における権利擁護事業の適切な利用の支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」を設置可能等とする。
- ⑤ 中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームに係る都道府県等への登録制度を導入する。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」等を新設し利用者負担を求める。
- ⑥ 介護サービス量等の中長期推計及び医療・介護連携等に関する介護保険事業（支援）計画の見直しや、介護サービス利用時等の電子資格確認の導入など介護被保険者証に係る見直しを行う。

2. 福祉人材の安定的な確保及び定着支援【社福法、介保法、障害者総合支援法、児福法、士土法、平成19年士土法改正法】

- ① 関係団体等（公的機関、地域の事業者、養成施設等）で構成する福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上、経営改善支援等の取組の促進を国及び都道府県の責務とし、関係者の連携を図る関係協議会を設置する。
- ② 令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は介護福祉士の資格を有することができるものとするほか、准介護福祉士資格を廃止する。
- ③ 介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止するなど、法定研修に係る見直しを行う。

3. 支援基盤の強化等【社福法】

- ① 社会福祉連携推進法人が実施可能な業務を追加（第二種社会福祉事業等）し、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加する。
- ② 災害派遣福祉チーム（DWA T）として活動する人材登録の仕組みを整備する。等

施行期日

令和9年4月1日（ただし、2. ②の一部は公布日、2. ③は公布後1年6月以内に政令で定める日、1. ③及び⑤の一部は公布後2年以内に政令で定める日、1. ⑤、⑥及び2. ①の一部は公布後3年以内に政令で定める日）

1. ① 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業の新設等

現状・課題

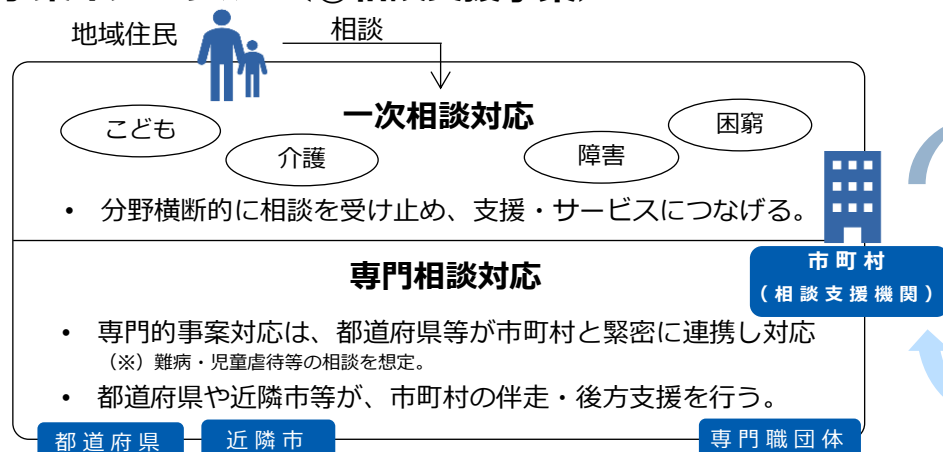
- **人口減少・高齢化等が進行する**小規模市町村においては、**人材確保が課題**であり、**福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の実施にあたって、分野毎の配置基準等を満たしながら実施することが困難**となってきた。相談対応の包括化と地域との協働を促進し、包括的な支援体制の整備を進めるための新たな仕組みが必要。
 - ※ 包括的な支援体制整備を促進するための手段として創設された重層的支援体制整備事業の実施率も、**小規模自治体においては低い状況**。
 - ※ 重層的支援体制整備事業実施率（市町村人口規模別）：**1万人未満→9.2%、1～3万人→17.9%・・・30～40万人→76.7%、40～50万人→94.7%**（R7年度）
 - ※ **重層的支援体制整備事業は、①既存制度（介護・障害・こども・生活困窮）の相談支援・地域づくり事業をそれぞれの配置基準を満たした上で、一体的に実施することに加え、②既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースへの対応力向上を図る3つの追加事業（多機関協働事業等）を実施するもの（R2法改正で創設）。**

見直し内容

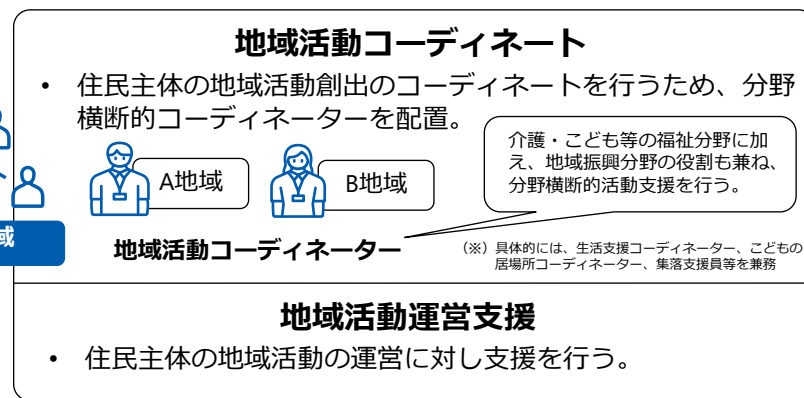
- 小規模市町村（※）における**包括的な支援体制の整備を促進するための事業（小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業）を新設**する。
 - ※ 対象市町村は、人口規模、人口減少の進行等の指標の他、人口密度や交通の不便さなど総合的に勘案し都道府県を通じて国が確認し決定
- 【事業内容】
 - ①**相談支援事業、②地域づくり事業**
 - ・ 介護、障害、こども、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業等について、機能別に構造化し、**分野横断的に実施**。
 - ・ **配置基準は分野横断的な一つの基準を定める**（省令において規定）。
 - ③**地域と福祉支援体制の協働を推進する事業**
 - ・ 地域と福祉支援体制の協働を推進する取組支援を行う事業を実施（具体的な内容は今後モデル事業において検証）
- ※ 小規模市町村では人材不足も深刻で実施が難しいため、本事業は、重層的支援体制整備事業よりも簡素な仕組みとしている。
- ※ 市町村への補助については、各制度の関係補助金を統合・申請手続も一本化し、一体的交付を行う仕組みとする（重層的支援体制整備事業交付金の仕組みを参考）。

一体的に
実施

＜事業イメージ＞ ＜①相談支援事業＞



＜②地域づくり事業＞



- ※ あわせて、小規模市町村（福祉事務所未設置町村）の包括的な支援体制整備の促進のため、生活困窮の一次相談事業の実施を努力義務化するほか、小規模市町村に限らず全市町村の包括的な支援体制の整備を推進するため、
 - ・ 地域住民等の支援内容の検討等を行う会議体（支援会議）を全ての市町村で設置可能とする
 - ・ 重層的支援体制整備事業実施計画の記載事項に事業の目標・評価に関する事項の追加するとともに、定期的な計画見直し規定を整備する 等の措置を講じる。

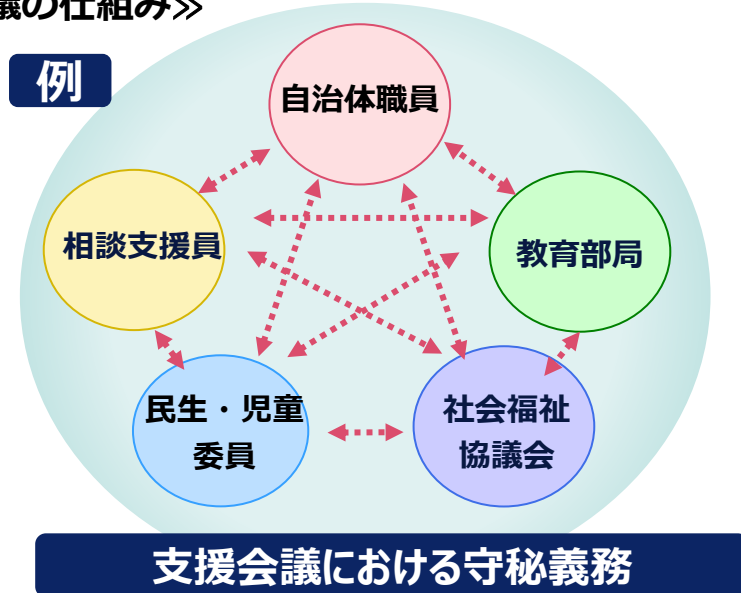
地域運営組織と一体的に実施することも想定

支援会議の拡大について

- 全ての市町村は、支援関係機関、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者により支援会議を組織することが可能となる。
- この際、他の制度に基づく会議等との役割分担の整理や、既存制度におけるネットワーク等は貴重な資源であり、まずこの活用を検討することが重要であることから、他の制度に基づく会議等において、支援内容の検討が十分になされていない場合において、社会福祉法（※）に基づく支援会議において検討を行うものとする。

※社会福祉法（改正後）第106条の3の2

＜支援会議の仕組み＞



＜支援内容の検討が十分になされていない場合の例＞

- 他制度に基づく会議体が設置されていない場合、
 - 取り扱う事案の特徴等から、他制度の会議体において十分な検討がなされると市町村において判断できない場合、
 - 所管が分からない事案
- などを想定しており、詳細は、今後ガイドライン等でお示しする予定。

守秘義務の設定

⇒ 一定の要件（※）を満たす場合、本人同意なしでケースの情報共有が可能となる

※本人から支援を求めることができず同意が得られない場合、速やかに介入しなければ生命、身体又は財産に危険が見込まれるような場合等（今後、個人情報保護委員会と調整予定）

その他の改正事項

社会福祉法関係

- 包括的な支援体制の整備のために市町村が積極的に実施すべき施策^(※1)を明確化する。
※1 (1)地域住民同士の支え合い推進のための環境整備、(2)支援関係機関同士の連携による支援体制整備、(3)地域住民と支援関係機関の取組の協働体制整備
- 地域で課題を抱える者を把握した場合に必要な情報を市町村に提供する等の活動を行う団体の委嘱制度を創設する。
- 福祉以外の多様な分野との連携強化のため、包括的な支援体制整備にあたって連携に配慮する分野として、消費者行政や防災を追加するとともに、多様な分野との連携に関する事項を地域福祉（支援）計画の記載事項に位置づける。
- 都道府県の責務として、都道府県が主体となり支援を行う分野（難病・児童虐待等）の対応にあたっては、市町村の行う包括的な支援体制の整備との連携を行うことを明確化する。
- 福祉サービスの提供等にあたって、利用者の意思決定支援への配慮することを規定する。

介護保険法関係

- 地域におけるサービス提供体制の確保の観点から、特別養護老人ホーム等の介護保険施設に対して事業廃止の手続^(※2)を厚生労働省令で定めるとともに、継続してサービス提供を行う事業者・施設へのインセンティブ^(※3)を検討する。あわせて、中山間・人口減少地域に所在する介護施設等について、経過年数10年未満の場合の厚生労働省所管施設への転用等の特例^(※4)を設ける。
※2 介護保険事業（支援）計画との整合性の確認など。
※3 地域において事業を継続し連携を強化する事業者に対して、ICT等のテクノロジー導入に係る補助金等による支援を検討。
※4 国庫補助により取得・改修等をした介護施設等を別の用途に供する際、一定の範囲内で国庫納付を求めない特例を拡充。（通知事項）
- 大都市部等において居宅要介護者の介護ニーズ需要の増加が見込まれる中、多様なニーズに対応したサービス基盤の確保の観点から、夜間対応型訪問介護を廃止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合する。
- 介護被保険者証について、介護情報基盤の本格運用開始（令和10年4月1日）に向け、電子資格確認を導入するとともに、要介護者等以外について資格喪失時の返還義務をなくす等の事務の簡素化・利便性の向上を図るための見直し等を行う。
- 要介護認定等の申請代行について、居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域密着型特養、地域包括支援センターにのみ認められているところ、業務効率化の観点から、ケアマネジャーの配置が指定基準となっているグループホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等についても申請代行を可能とする。
- 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入を踏まえ、特定福祉用具販売事業者の質の確保の観点から、特定福祉用具販売等に要する費用の額について所要の措置を講ずる。

（参考）国民健康保険団体連合会の業務を拡充し、都道府県から委託を受けた介護報酬に関連する補助金の支払事務を行うことを可能とする（地方分権一括法において法律改正）。 ※障害福祉分野も同様の改正を行う

関連施策との連携等

社会福祉法（改正後）

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

- 第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、地域福祉の推進に係る取組を行う地域住民等との密接な連携の下に、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、**保健医療**、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第106の4第1項の重層的支援体制整備事業及び第106条の6第1項の小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。
- 4 都道府県は、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援を自ら行う場合には、前項の整備を行う市町村との密接な連携の下に行うものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一～五 （略）

六 地域における**保健医療**、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に関する事項

2・3 （略）

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一～五 （略）

六 地域における**保健医療**、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に関する事項

2・3 （略）

「地域における保健師の保健活動について」 （厚生労働省健康・生活衛生局長通知）

（令和8年5月15日付健生発 0515 第1号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）

地域における保健師の保健活動について

（略）

昨今、今後の人口構成の変化や複雑化・複合化するニーズや課題を踏まえ、新たな地域医療構想の策定等の医療政策や地域共生社会の実現による一体的・包括的な支援体制による対策が進められ、保健分野のほか、医療・福祉分野において保健師の役割が一層求められるなど、保健師の活動をめぐる状況は大きく変化している。
また、自然災害や新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴う健康危機管理対応では、住民の健康被害の最小化に向けた平時からの体制整備の強化が求められている。

（以下、略）

参考資料

社会福祉法等の一部を改正する法律(令和8年法律第51号)の概要

改正の趣旨 質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を両立するため、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制を強化します。

改正の概要

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

(1) 小規模市町村における包括的な支援体制の整備

小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業を新設するとともに、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置できるようにします。

※ 福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野を超えた基準へ柔軟化し、地域住民の取組との協働を促進します。

(2) 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設／介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化

中山間・人口減少地域において、地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みを導入できる特例介護サービスの類型（特定地域サービス）を新設します。また、地域のサービス提供主体が少ない場合に、市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」を創設します。あわせて、事業者間の連携強化や事業継続の仕組みを構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点事業を新設します。

(3) 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活支援、入院等の手続支援、死後事務支援を第二種社会福祉事業に位置付けるとともに、相談体制の整備を図ります。

(4) 成年後見制度等の適切な利用の支援

成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として、市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置できるようにします。

(5) 有料老人ホーム制度の見直し

中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームについて、都道府県等への登録制度を導入します。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」を新設し、利用者負担を求めます。

(6) 介護保険事業（支援）計画の見直し

介護サービス量等の中長期推計および医療・介護連携に関して介護保険事業（支援）計画を見直すとともに、電子資格確認の導入など、介護被保険者証に関する見直しを行います。

2. 福祉人材の安定的な確保および定着支援

(1) 福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進

福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上や経営改善支援の取組促進を国および都道府県の責務とし、当該取組の促進のため、関係者の連携を図る協議会を設置します。

(2) 介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し

令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は資格を持てることとします。また、准介護福祉士資格を廃止します。

(3) ケアマネジャー（介護支援専門員）の更新制の廃止

介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新制を廃止し、法定研修の見直しを行います。

3. 支援基盤の強化等

(1) 社会福祉連携推進法人制度の活用推進

社会福祉連携推進法人が実施できる業務を追加します。また、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加します。

(2) 災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化

災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する人材登録制度を整備します。

1.(1) 小規模市町村における包括的な支援体制の整備

人口減少や高齢化が進み、生活上の課題も多様化しています。また、小規模市町村では、「介護・障害・子ども・生活困窮などの分野ごとに**対応する人を確保できない**」という課題に直面しています。このような課題に対応するため、分野を超えて対応できる体制を整えます。



見直し内容

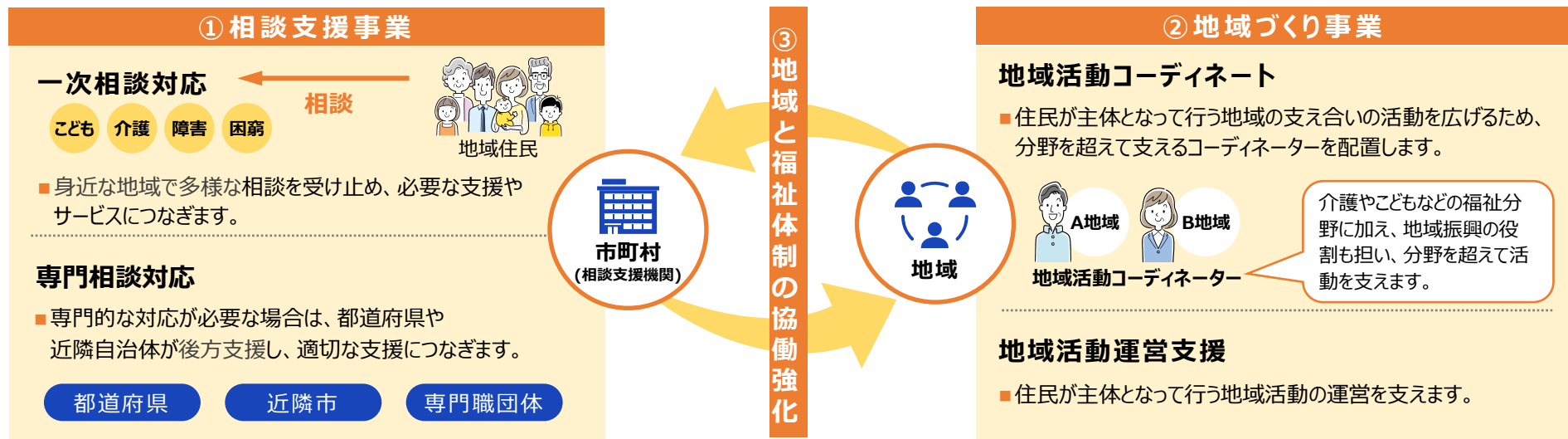
小規模市町村における包括的な支援体制の整備を進めるため、以下の3事業を一体的に実施する事業を新設します。

①相談支援事業、②地域づくり事業

- ・身近な地域において、住民の生活上の課題に関する多様な相談を**受け止め**、住民の地域の支え合い活動を**支援**します。
- ・このため、**分野を超えて柔軟に人を配置できる基準を定めます**。

③地域と福祉支援体制の協働を推進する事業

- ・地域と福祉の支援機関の協働を強化し、課題を抱えている方を地域全体で支えます。



1.(2) 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設

中山間・人口減少地域では、「高齢者人口の減少」「生産年齢人口の減少による介護人材の確保の困難」が進んでおり、必要なサービスを維持するため、**地域の実情に応じて柔軟なサービス提供を可能とする仕組み**を設けることが必要となっています。

特に、これらの地域における訪問介護については、「利用者の事情による突然のキャンセル」「利用者宅間の移動に係る負担」「季節による繁閑」などにより、年間を通じた安定的な経営が難しく、サービス基盤の維持が課題となっています。

新たに創設

見直し内容

中山間・人口減少地域（※1）の事業所の実情を踏まえて、**選択可能な新たな給付や事業を創設**します。

① 特定地域サービス（※2）

- ・ 包括的な評価（月当たり定額報酬）の導入
- ・ 人員配置基準の弾力化（※3）
（管理者・専門職、夜勤職員の要件の緩和等）

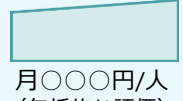
② 特定地域居宅サービス等事業

- ・ 市町村が、給付に代えて、介護保険財源を活用して（地域支援事業として）事業費で委託

（※1）国において、高齢者の人口密度や高齢者人口の減少などに着目した一定の客観的な基準を設定

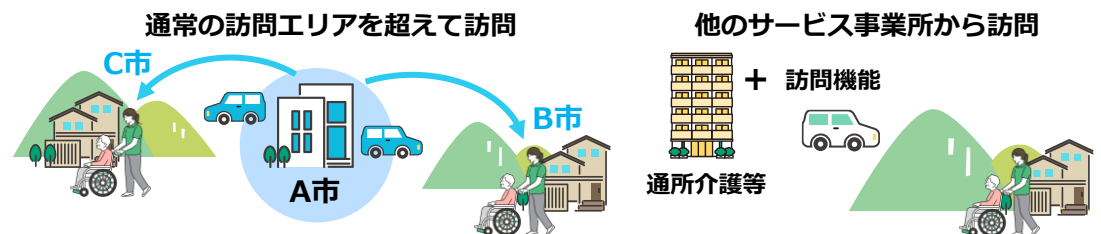
（※2）障害福祉分野においても同様の見直しを行う。

（※3）職員の負担や質の確保への配慮を前提。

	現行（指定サービス）	特定地域サービス（介護（予防）給付）	特定地域居宅サービス等事業（地域支援事業）
地域	全国	中山間・人口減少地域	中山間・人口減少地域
人員配置基準	国の基準に従い、都道府県等が条例で規定	国の基準（※）に従い、都道府県等が条例で規定	国の基準（※）をもとに市町村が決定
報酬等	全国一律の介護報酬	中山間・人口減少地域の事業所の実情を踏まえた介護報酬	事業費（市町村が委託）
報酬等イメージ	出来高  1回〇〇円	包括的な評価を選択可能  月〇〇〇円/人（包括的な評価）	特定地域サービス（介護給付）における報酬分に加えて、通常の圏域を超える移動経費等を含めて、事業費として支払い
類型	居宅・施設サービス等	居宅・施設サービス等	居宅サービス等
対象事業所の手続き	指定	市町村に登録	市町村から委託等

（※）省令等に規定する予定

特定地域居宅サービス等事業の活用が考えられるケース



1.(2) 介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化

高齢化や人口減少が進む中、地域の支え合いを強化することが重要です。
「通いの場」を拠点として、介護予防と分野を超えた支援を一体的に進めます。

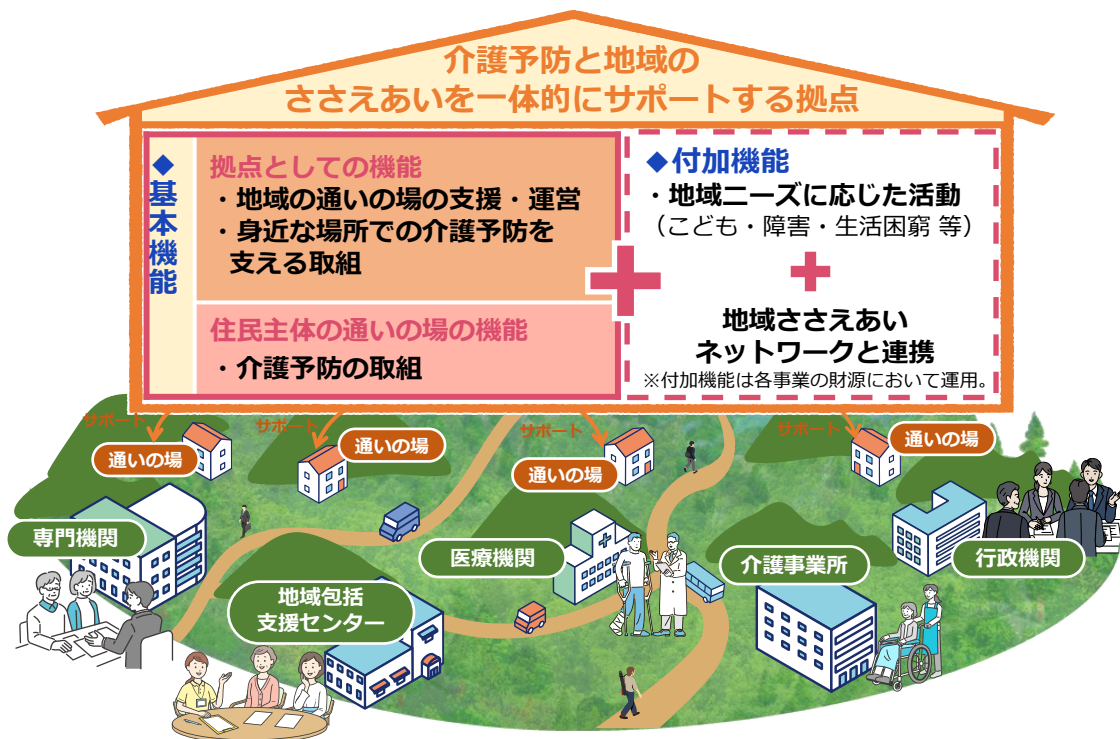
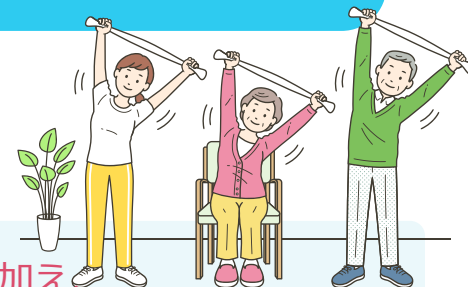
見直し内容

地域の介護予防の拠点として、体操、会食、多世代交流 等の多様な通いの場の取組に加え、

- 地域にある通いの場の支援（サテライト運営、移動手段の確保 等）
- 地域ニーズに応じて機能を拡充し（子ども食堂、障害者支援、困窮者支援 等）、こども・障害等の分野を超えた連携を促進します。

これにより、地域の支え合いを効果的に下支えするネットワークの構築を進めます。

（注）この拠点を運営する事業を地域支援事業（総合事業）に位置付け、基本機能に関する事業については介護保険財源を充当する。



分野を超えた連携の事例

「通いの場」を拠点として、介護予防の取組に加え、次のような取組を行います。

事例①

- 子育てサークルの活動支援
- 障害・子育て・生活困窮に関する総合的な相談窓口の設置

事例②

- 子ども食堂の開催
- 専門職による生活困窮者向けの相談会の開催



1.(3) 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがいない高齢者の方や判断能力が不十分な方などが、地域で安心して生活をするよう、日常の金銭管理をはじめとする日常生活支援、入院や入所の手続、亡くなった後の手続など、これまで家族や親族が担ってきた生活上の課題に対応する仕組みが求められています。

見直し内容①

こうした課題に対応するため、**日常生活の支援や入院・入所の手続支援、死後の事務支援などを利用者のうち一定割合以上に無料または低額で提供する事業を、第二種社会福祉事業として位置付け**、多様な主体が支援の提供を担えるようにします。



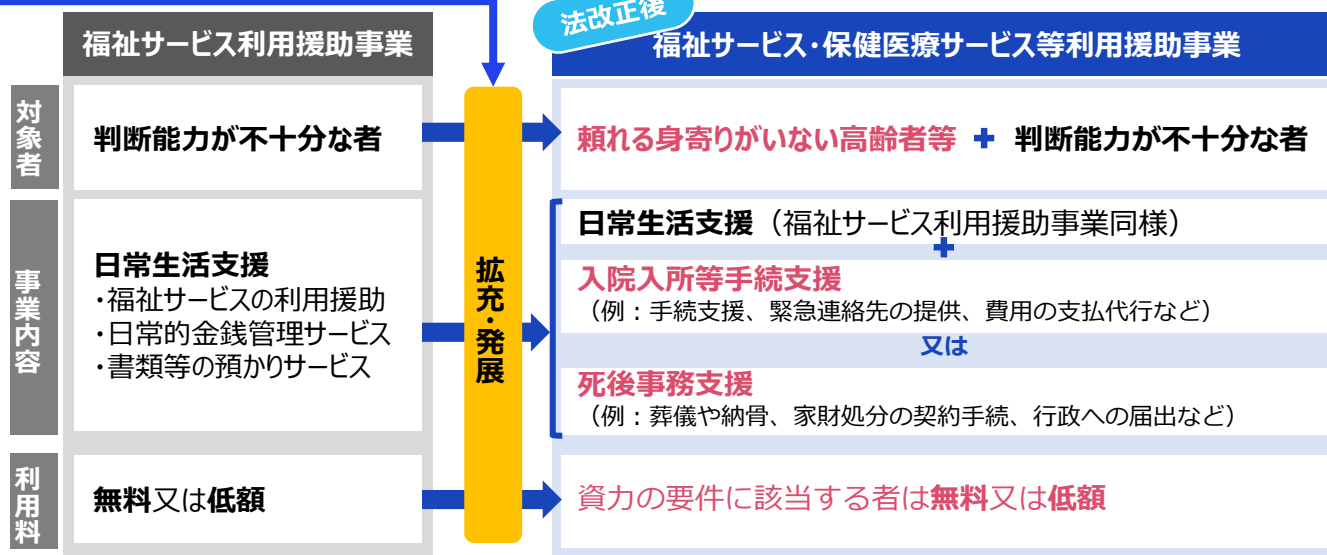
対応すべき新たな課題

社会状況の変化

- ・単身世帯等の増加
- ・成年後見制度の見直しの動き

生活上の課題の例

- ・緊急連絡先がなく、入院等の手続が進められない
- ・医療費等の支払いが難しい
- ・亡くなった後の手続を行う人がいない
- ・空き家や家財の処分ができない



見直し内容②

あわせて、福祉の各分野（介護・障害・生活困窮）における既存の支援体制に関しても、頼れる身寄りがいない高齢者等からの相談対応等を明確に位置付ける（※1）とともに、地域ケア会議の実施等を通じて関係者間の連携を推進（※2）し、課題解決を進めます。

（※1）頼れる身寄りがいない高齢者等への相談対応について、地域包括支援センターによる総合相談支援事業（高齢者分野）、生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮分野）、障害者相談支援事業（障害福祉分野）の対象として明確化等を行う

（※2）地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の協働・役割分担をさらに進めるため、介護予防ケアマネジメントについて、居宅介護支援事業所が市町村からの直接委託を受けて実施可能とする

1.(4) 成年後見制度等の適切な利用の支援

認知症高齢者等の更なる増加が見込まれる中、判断能力が十分でない方が、**成年後見制度や地域の権利擁護支援を適切に利用できる環境づくりが重要**となっています。

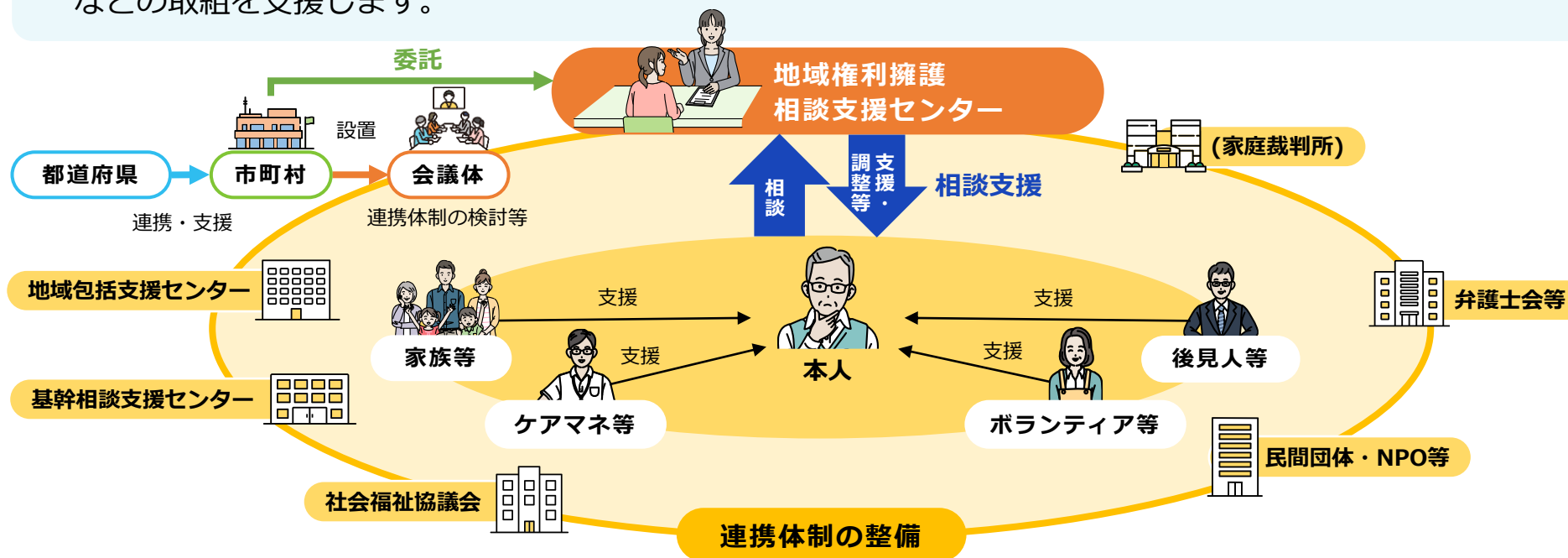
見直し内容

権利擁護に関する地域の支援体制を強化するため、市町村に対して、

- 権利擁護に取り組む支援者関係者に対する支援の実施
- 地域の関係機関や民間団体の連携体制の整備

などに取り組むことを促します。また、

- 地域における権利擁護支援を担う中核的な機関である「**地域権利擁護相談支援センター**」や情報交換・連携体制の整備を担う**会議体の設置を法定化**するとともに、市町村におけるセンターの設置などの取組を支援します。

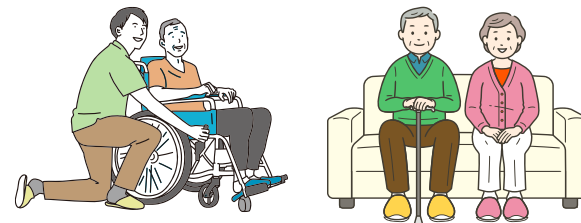


1.(5) 有料老人ホーム制度の見直し(現行制度と課題)

- 有料老人ホームには、
 - ・住まいと介護サービスを一体的に提供する「介護付きホーム」（介護保険指定あり）
 - ・必要な介護サービスは外部事業所を利用する「住宅型ホーム」

の2種類があります。

近年、多様な介護ニーズの受け皿として重要性が高まる中、**中重度の要介護者の増加などにより、両者は機能的に近接しています。**しかし、**制度上の位置付けには顕著な差があり、その均衡確保が課題**となっています。



- 「住宅型ホーム」では、併設・隣接事業所の利用への限定・誘導等による入居者の主体的な選択の制約・過剰な介護サービスの提供といった、いわゆる「囲い込み」の課題も指摘されています。

有料老人ホームについて

有料老人ホーム（施設数：約2万5千棟、定員数：約95万名）*1

「住宅型」有料老人ホーム

- 施設数：約2万棟（うち、サ高住（注）約7千棟）
- 定員数：約63万名（うち、サ高住 約24万名）

「介護付き」有料老人ホーム（特定施設*2）

- 施設数：約5千棟（うち、サ高住 約800棟）
- 定員数：約32万名（うち、サ高住 約3万8千名）

（注）サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）は、高齢者住まい法に基づき、都道府県の登録を受けて、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する、バリアフリー構造等を有した住宅です。 ※少なくとも状況把握・生活相談サービスを提供。

*1 有料老人ホーム

老人福祉法に基づく高齢者向けの居住施設です。食事や介護などのサービスを提供します。都道府県等への事前届出が必要です。

＜①～④のいずれかを提供＞

- ①食事の提供 ②介護（入浴・排泄・食事）の提供
- ③洗濯・掃除等の家事の供与 ④健康管理

※ 運営・人員基準なし（ガイドラインのみ）

※ サービス付き高齢者住宅についても、上記①～④を提供する場合は有料老人ホームに該当

*2 特定施設入居者生活介護

介護保険法に基づき、都道府県等の指定を受けて、有料老人ホームが介護サービスを直接提供する仕組みです。

※ 居宅サービス、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を包括的に提供。

※ 介護報酬で運営・人員基準、利用者保護を担保。

1.(5) 有料老人ホーム制度の見直し(主な改正内容)



見直し内容

有料老人ホーム全体の質を底上げし、利用者が安心して選択・利用できる制度へ見直します。

いわゆる「囲い込み」対策の強化

「住宅型」と「介護付き」の制度上の均衡確保

登録制の導入 老人福祉法

有料老人ホームのうち、中重度の要介護者など、特に入居者保護の必要性が高い方を入居対象とするホーム（※1）について、入居者保護の観点から、登録制を導入します。

（※1）対象ホームは、入居対象者の要件により判断。現存する有料老人ホームの大半が対象となることを想定。

① 事業者間の独立性の確保 老人福祉法

登録制対象（*）の「住宅型ホーム」について、

- ・相談支援（ケアマネジメント）事業者
- ・介護サービス事業者

の独立性を確保する措置（※2）を導入します。

（※2）特定の介護サービス事業者の利用を入居要件とすることの禁止、ケアマネジメントの独立性確保に係る方針の策定・公表、会計の区分経理 等

② 新たな相談支援類型の導入 介護保険法

登録制対象の「住宅型ホーム」の入居者に対し、ホームと対等な立場で

- ・ケアプラン作成
- ・地域生活相談（地域活動等の参加への支援）

を包括的に提供する新たな相談支援類型を導入します（※3）。（登録施設介護（予防）支援）

（※3）当面の間、既存の居宅介護支援事業者は、新たな指定申請を不要とする予定

③ 入居者紹介事業に係る認定制度の創設 老人福祉法

有料老人ホーム協会による入居者紹介事業の優良事業者認定制度を創設します。

（*）登録制の対象とはならないホームについても、所要の見直しを行う。

① 基準・規制の整備 老人福祉法

登録制対象（*）の「住宅型ホーム」及び「介護付きホーム」について、

- ・運営・人員基準（※4）
 - ・利用者保護に関する規制
- を導入します。

（※4）現行の標準指導指針を遵守しているホームにとって、過度な負担とならない水準とすることを想定

② 適切な支援・サービス利用確保の責務 老人福祉法

登録制対象（*）の「住宅型ホーム」に対し、

- ・新たな相談支援類型による適切な相談支援
 - ・適切な介護サービスの利用
- を確保する責務を規定します。

③ 新たな相談支援類型の導入（再掲 ※左記参照） 介護保険法

④ 利用者負担の均衡 介護保険法

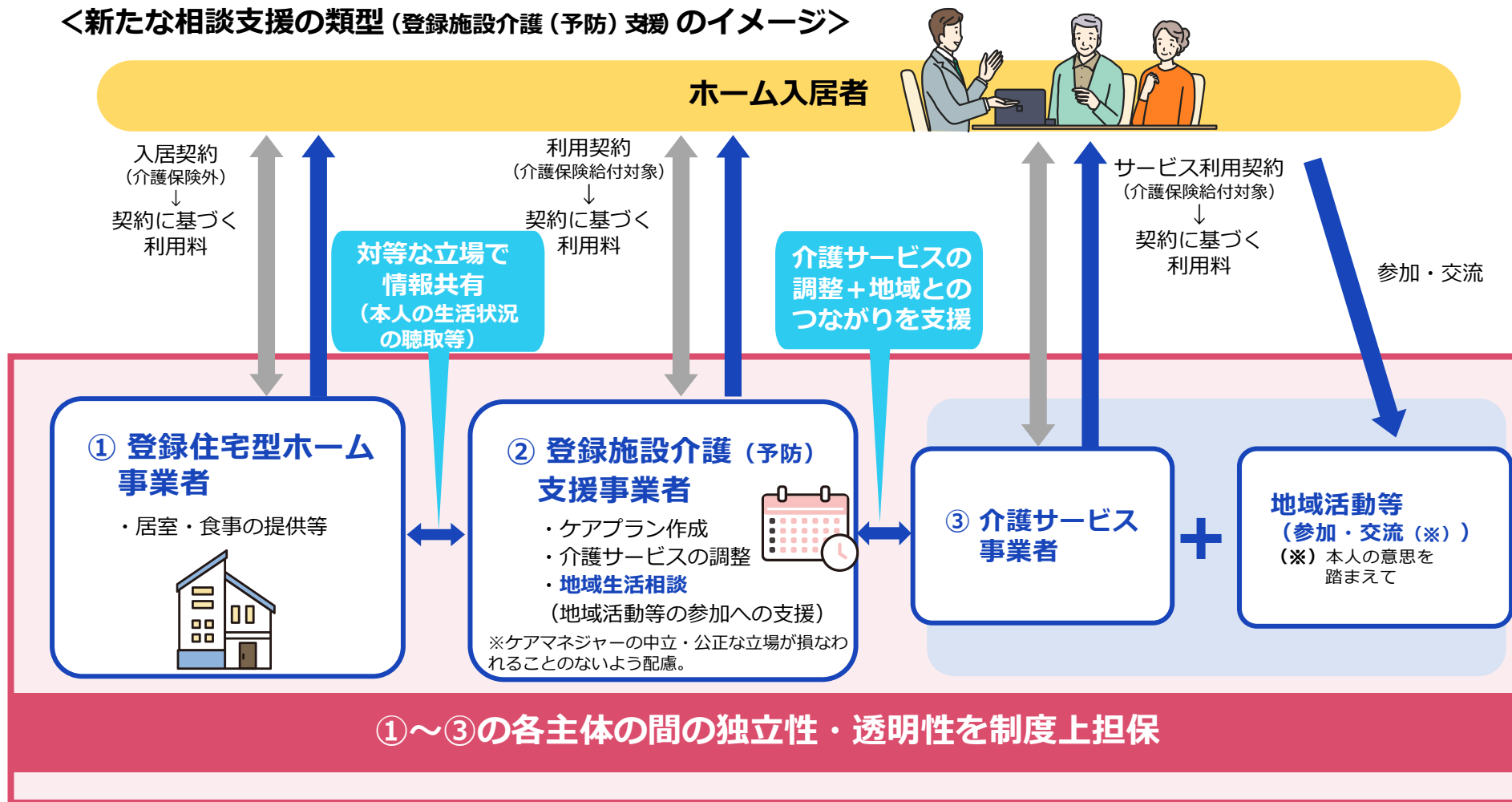
新たな相談支援類型については、「介護付きホーム」等との均衡の観点から、利用者負担（原則として1割）を求めます（※5）。

（※5）費用徴収に伴う事務負担軽減の方法を周知予定

1.(5) 有料老人ホーム制度の見直し(新たな相談支援の仕組み)

有料老人ホームの見直しにあわせて、入居者に対するケアマネジメントの独立性を担保し、入居者のケアプラン作成と地域とのつながりへの支援を一体的に行う新たな相談支援の仕組みを創設します。

＜新たな相談支援の類型(登録施設介護(予防)支援)のイメージ＞



※ 特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)では、①～③を一体的に提供(外部型の場合は、①・②を提供するほか、③を委託により提供)

1.(6) 介護保険事業(支援)計画の見直し

2040年頃には、高齢者人口がピークを迎える見込まれています。地域ごとに高齢化の進み方やサービス需要には差があり、**将来を見据えた計画づくりがこれまで以上に重要**となっています。

見直し内容

① 中長期的なサービス見通しを必須化

市町村・都道府県が策定する介護保険事業（支援）計画において、

- 介護サービス量の中長期的な推計
- 将来に向けたサービス提供体制の確保に関する施策

を必ず記載することとします。

2040年に向けて、介護サービス提供体制に関する地域課題の解決を図ります。



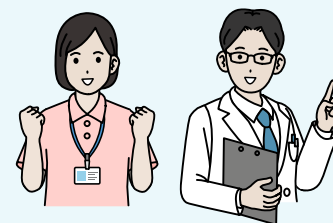
② 医療介護連携の状況等を勘案することを明確化

市町村が策定する介護保険事業計画において、

- 医療と介護の連携の状況
- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの入居定員

を勘案することとします。

介護サービス見込量について、地域全体の実態に即した見通しを立てます。



③ 人材確保・生産性向上・経営改善の取組を明確化（※）

都道府県が策定する介護保険事業支援計画において、介護現場における

- 人材確保
- 生産性向上
- 経営改善

に向けた取組と目標を明記します。

将来にわたり安定的にサービスを提供できる体制を整えます。



※ 障害福祉分野においても同様の見直しを行う。

将来のサービス需要の変化を見据え、地域ごとの状況に応じた介護サービス提供体制を計画的に整備します。

2.(1) 福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進

介護の担い手となる世代の人口が減少する中、将来にわたり必要な介護サービスを安心して受けられる体制を整備することが重要な課題となっています。

人材の確保・定着に加え、現場の業務負担を軽減し、働きやすい環境を整える取組を進めること、職員への投資の充実が求められています。また、地域ごとに人材状況や課題が異なることから、関係者が情報を共有し、協働して解決に取り組む仕組みが必要です。

見直し内容

① 福祉人材確保のための協議会の設置

公的機関や地域の事業者、養成施設などが集まり、地域の人材状況や課題を共有し、具体的な確保策を検討・実行する協議会の設置を都道府県の努力義務とします。

② 生産性向上等の取組の促進を図る協議会の設置（※1）

公的機関や事業者団体などが集まり、介護現場における生産性向上や経営改善に向けた課題（※2）を共有し、その解決に向けた施策を検討する協議会の設置を都道府県の義務とします。

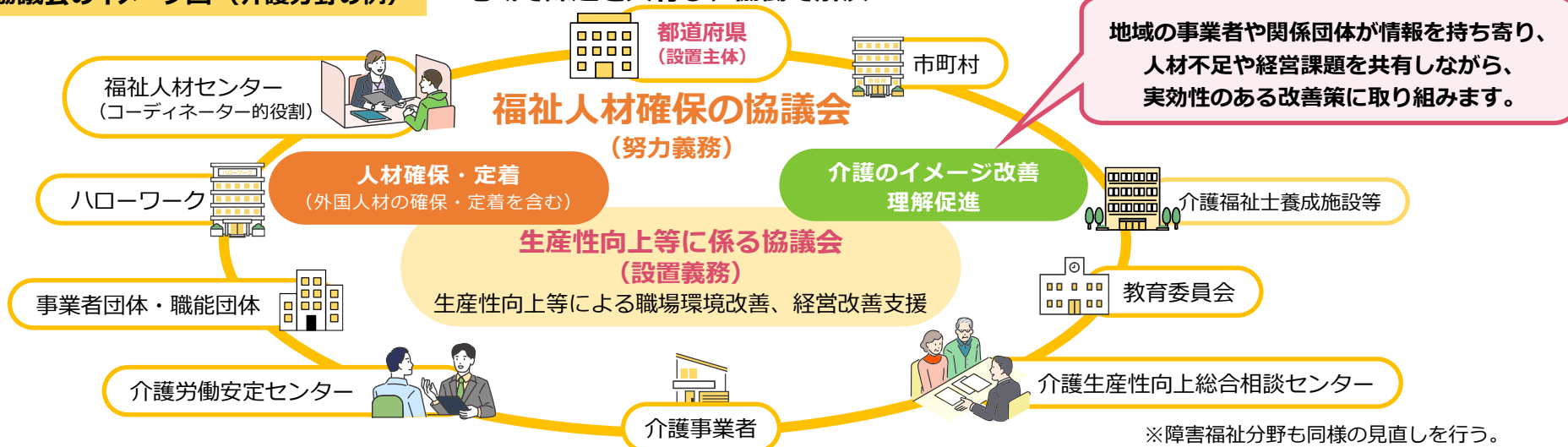


（※1）障害福祉分野も同様の見直しを行う

（※2）見守り機器などの介護テクノロジーの活用、事業所間の協働化など

協議会のイメージ図（介護分野の例）

地域で課題を共有し、協働で解決



2.(2) 介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し

介護福祉士は、専門的な知識と技術をもって心身の状況に応じた介護を行うことを業とする**国家資格**です。
介護現場において中核的な役割を担う人材の確保が求められる中、
国家資格としての信頼性の確保と質の向上を図るため、現在の経過措置を見直します。



見直し内容

① 経過措置の要件の見直し

令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は資格を持てることとします。
卒業後6年目以降について、5年間介護の業務に従事した場合に資格が継続する仕組みは終了します。
(※国家試験に合格すれば、引き続き介護福祉士として活躍できます。)

② 准介護福祉士資格の廃止

暫定的に設けられていた**准介護福祉士資格は廃止**します。
(既に資格を有している方の資格は引き続き保持されます。)

	卒業時点	卒業後1～5年目	卒業後6年目以降
	現行 (～令和8年度 卒業者)	試験不合格	介護福祉士 経過措置期間 (卒業後5年)
			5年間従事の場合 介護福祉士
			従事しなかった場合 資格なし
			
	見直し後 (令和9年度～ 13年度卒業者)	試験不合格	介護福祉士 経過措置期間 (卒業後5年)
			国家試験に合格しなかった場合 資格なし

2. (3) ケアマネジャー(介護支援専門員)の更新制の廃止・研修の見直し

ケアマネジャーの更新制は、5年ごとの更新時に研修受講を義務付けることで、専門知識の向上を図る仕組みです。利用者にとって適切な介護サービスを提供するためには、**研修を通じた資質の確保・向上が重要**です。一方で、更新制に紐付く研修は**時間的・経済的な負担が大きい**との声もあり、**研修の在り方について見直し**が求められていました。



見直し内容

① 更新制の廃止

研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止します。

② 研修の在り方の見直し

専門職としての質の確保・向上は引き続き重要であり、定期的な研修の受講は継続しますが、**柔軟に受講できるように**します。

(※) あわせて、現行の再研修に代わって、離職後に生じた制度変更等の知識のアップデートを目的とした、簡素な研修の仕組みを新設予定

③ 事業者の役割の明確化

事業者に対しても、**従事するケアマネジャーが研修を受講できるよう、必要な措置を講ずる義務**を課します。

(例：受講時間の確保、受講状況の確認 等)

現行の更新研修（2回目以降の場合）

- 資格更新の要件としての研修
- 32時間の研修を決められた日（概ね4～9日前後）に受講

研修科目		時間
講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	3
	ケアマネジメントの実践における倫理	2
	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する理解	2
講義／演習	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表	25
合 計		32

見直し後に定期的に受講する研修のイメージ

- 研修受講を要件とした資格更新の仕組みを廃止
- 一度交付を受けた資格は、期限により失効することはありません。
- 一定期間（例：5年間）の間に、任意のタイミングで分割して受講できる仕組みとします。
- 初回の更新研修相当の研修などを中心に、全体の時間数の縮減を検討します
- 国による教材の一元作成や(※)、オンライン受講を推進します。

(※) 研修の内容についても、直近の制度改正・報酬改定の内容など最新の知識が学べるように見直し、研修の質の確保を図ります。

3.(1) 社会福祉連携推進法人制度の活用推進

少子高齢化や人口減少が進む中、小規模な社会福祉法人が単独で事業を継続していくことは、今後ますます難しくなることが見込まれます。

これまで社会福祉連携推進法人は、主に人材育成やバックオフィス業務の共同実施など参加法人への支援を中心に活用されてきましたが、地域の福祉サービスを将来にわたり維持していくため、制度のさらなる活用が求められています。



見直し内容

地域に必要な社会福祉事業等を維持し、連携・協働による効果的・効率的な事業を推進するため、制度の見直しを行います。

	現状・課題		法改正後のイメージ
社会福祉連携推進法人	社会福祉連携推進法人は、主に人材育成やバックオフィス業務の共同実施など、参加法人に対する支援を実施	➡	社会福祉連携推進法人も、地域で必要とされる第二種社会福祉事業を実施可能に
	法人運営に係る事務負担が重い	➡	代表理事再任時の認可を不要とし、事務負担を軽減
	既存の施設や不動産について、貸付条件の調整が難しく、有効活用が進みにくい	➡	地域の福祉サービスの継続を目的に、土地・建物等の活用を支援
社会福祉法人	既存の施設等を有効活用する必要性	➡	解散時の残余財産を地方公共団体に帰属可能とし、福祉目的で活用

社会福祉法人が連携・協働しながら、
地域に必要な福祉サービスを安定的に提供できる体制を強化します。

3.(2) 災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化

令和6年能登半島地震では、福祉的支援の初動対応の遅れや、在宅避難者への支援の難しさが課題として指摘されました。

高齢者や乳幼児、障害のある方など、支援を必要とする方に対し、災害時に迅速に福祉的支援を行う体制の強化が求められています。



見直し内容

災害時に迅速に福祉的支援を行う体制を整えるため、制度の見直しを行います。

① DWAT（災害派遣福祉チーム）の法定化

災害時に高齢者の相談支援や避難所内での介助などを行う専門チーム（DWAT）を法律に位置付け、国がDWATチーム員を登録し、平時から研修・訓練を実施します。

② 派遣を支える仕組みの整備

DWATの派遣要請に応じて従業者が活動できるよう、勤務先に配慮義務を設けます。また、災害時に必要な個人情報を適切に活用できるよう、秘密保持義務を明確にします。

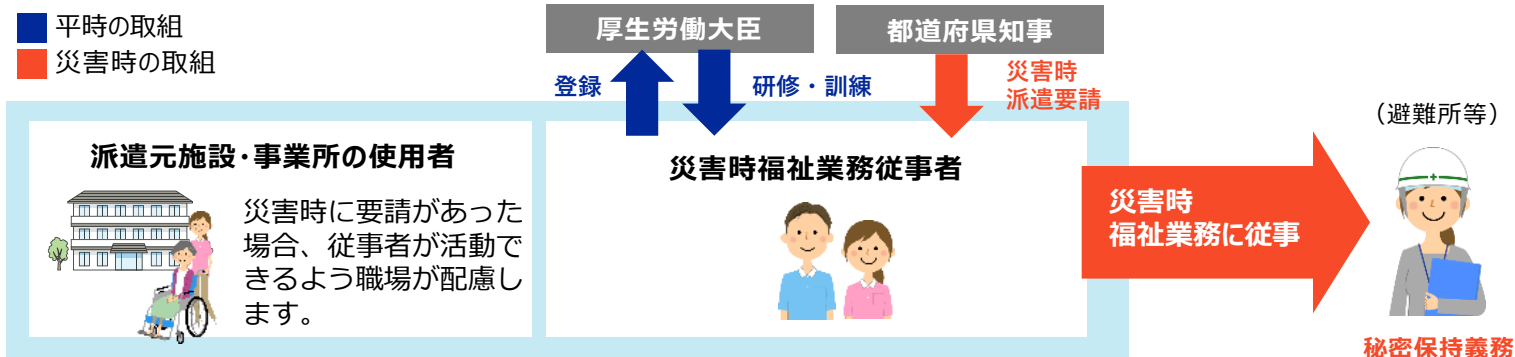
DWAT

災害時に高齢者等を支える
専門福祉チーム

DWAT（Disaster Welfare Assistance Team：災害派遣福祉チーム）

DWATの平時からの体制づくりのイメージ

福祉と防災の連携を平時から進めます。



その他の改正事項

■ 社会福祉法関係

- 多様な生活課題に対応できる支援体制づくりのために、市町村が積極的に取り組むべき施策を明確化する。
- 課題を抱える地域住民の支援内容の検討等を行う会議体（支援会議）を全ての市町村で設置可能とする。また、重層的支援体制整備事業実施計画の記載事項に、事業の目標・評価に関する事項を追加するとともに、計画の定期的な見直しを行うこととする。
- 福祉事務所を設置していない町村において、生活困窮者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言や、都道府県との連絡調整、都道府県が実施する自立相談支援事業の利用の勧奨等（一次相談事業）の実施に努めることとする。
- 福祉分野にとどまらず、消費者行政（消費者トラブルへの対応など）・防災（災害発生前からの連携）との連携を推進するため、地域福祉（支援）計画に記載する事項として位置付ける。

■ 介護保険法関係

- 介護保険施設（特別養護老人ホーム等）の事業廃止時の手続きを厚生労働省令に規定する。
- 夜間対応型訪問介護を廃止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合する。
- 介護被保険者証について、電子資格確認を導入するとともに、資格喪失時の被保険者証の返還義務等を見直す。
- 要介護認定等の申請代行が可能である者について、ケアマネジャーの配置が指定基準となっている事業者・施設（※）を追加する。
（※）認知症GH、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 等
- 一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入したことを踏まえた、特定福祉用具販売に関する規定の整備を行う。